

近畿地方整備局
建設産業課

配付
日時

平成21年10月23日
14時

資料配付

件名

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について
無許可業者との請負契約の締結による指示処分

概要

近畿地方整備局は、無許可業者と下請契約を締結した建設業者2社に対して、10月23日、建設業法に基づく指示処分を行った。

取扱い

配付場所

近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ

問合せ先

国土交通省近畿地方整備局
建政部 建設産業課 課長 山王(内線6141)
課長補佐 井尻(内線6144)
電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、近畿地方整備局長は株式会社塩浜工業及び株式会社ヤマシタに対し、建設業法に基づく処分を下記のとおり行った。

記

1. 処分内容

建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分

1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
建設業法等関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を行うこと。
2. 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

2. 処分理由

株式会社塩浜工業及び株式会社ヤマシタは、西日本旅客鉄道株式会社発注の「大阪駅新北ビル（仮称）新築工事」において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当すると認められる。

* 株式会社塩浜工業（代表取締役 塩浜 郁広）福井県敦賀市

* 株式会社ヤマシタ（代表取締役 中野 岳之）大阪府大阪市